



負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA電-002

令和3年3月5日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう みやうち け
会長 宮内 謙

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第25条第2項の規定により、令和2年度における、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額

以下の①及び②の要件を充足する特定電話提供事業者ごとに算定した負担金の額を、合計した額とする。

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和2年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）別表に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

特定電話提供事業者の負担金の合計額

$$= \sum_{i=1}^{F_t} \left[\sum_{t=1}^{n-1} [P_t \cdot N_t] + \{C+S - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_t \cdot N_{it}]) - \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{n'} \cdot N_{in'} - Z \cdot N_{in'} / M_{n'}] \} \cdot \right. \\ \left. N_n / M_n + P_{n'} \cdot N_{n'} - Z \cdot N_{n'} / M_{n'} \right]$$

Cは、交付金の額の合計額〔=0円〕

Sは、支援機関の支援業務に要する費用の額の予想額に運営資金の返済の額の予想額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額の予想額及び運営資金の借入れの額の予想額並びに前年度の繰越収支差額の予想額を控除した額〔=0円〕

n は、最終算定月〔＝令和 3 年 3 月予定〕

t は、各月（令和 3 年 3 月）

Ft は、 t 月の特定電話提供事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{Ft t}$ のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{Ft n}$ のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt は、 t 月の番号単価（番号単価は、令和 2 年総務省告示第 3 7 1 号に従って算定する。）〔令和 3 年 3 月～最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0 円／月・番号〕

（1 の項中、以下の項目は本年度が初年度であるため、該当するものではありません。）

n' は、前年度の最終算定月

t' は、前年度の各月

Ft' は、 t' 月の特定電話提供事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ft n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt' は、 t' 月の番号単価〔前年度の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価〕

Pn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z は、前年度の最終算定月における負担金必要額（交付金の額（ C' ）に支援業務に要する費用の額及び運営資金の返済の額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額及び運営資金の借入の額並びに前年度の繰越収支差額を控除した額（ S' ））

$$[= C' + S' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pt' \cdot Nit'] \right)]$$

C' は、前年度の交付金の額の合計額

S' は、前年度の支援機関の支援業務に要する費用等の額

※ 端数処理については、施行規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が

最大となっているもので調整する。

2 徴収方法

負担金の額が零（0 円）となるため、負担金の徴収は要しないものである。